

「子ども・子育て新システム」に関する意見書

政府は7月29日の少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を決定し「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」との方針を示した。新システムの導入は保育現場に市場原理が持ち込まれることになり、福祉としての保育制度が維持されないことや、保護者の負担増につながる制度見直しとなるなどの懸念があり、国の責任で福祉として行われてきた保育制度の根幹が大きく揺らぐおそれがある。また、新システム導入に必要な約1兆円の財源は明確になっておらず、現状では新システム導入は不透明な情勢となっている。このままでは、平成24年度からの保育施策がどのような方向性になるのか明確ではなく、保育現場での無用な混乱や不安に拍車がかかることとなる。よって、国におかれては、下記の項目について早急に実現を図り、だれもが安心して使用できる保育制度を維持・拡充されるよう強く要望する。

記

- 1 子ども・子育て新システムは、児童福祉法第24条に基づき国の責任で行われてきた現行保育制度を後退させるおそれが強い。また財源措置も何ら明らかになっていない中では単に保育現場に混乱を招くだけである。したがって、「今年度中の法案提出」については保育現場に混乱をもたらすおそれがあるため、慎重に取り扱うこと。
- 2 保育制度の見直しに当たっては保護者、保育現場等の意見を十分尊重し、慎重に検討すること。
- 3 来年度予算編成に向けて、保育の充実に向けた地方の創意工夫が生かされる来年度予算編成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成23年12月16日

福岡県筑紫郡那珂川町議会 議長 加納 義紀